

令和2年度における 入湯税が充てられる関係経費

入湯税については、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てるために課すものです。

歳入歳出予算における入湯税が充てられる費用は、次のとおりです。

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
入湯税	3,243

【歳出】入湯税の具体的事業費への充当

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
環境衛生施設の整備	し尿処理に関する経費	79,495	0	79,495
	一般廃棄物最終処分に要する経費	19,210	0	19,210
	一般廃棄物処理に要する経費	31,882	29,183	2,699
	一般廃棄物最終処分施設整備に要する経費	22,682	0	22,682
	小計	153,269	29,183	124,086
鉱泉源の保護管理施設	温泉供給に要する経費	24,029	0	24,029
	小計	24,029	0	24,029
観光施設の整備	自然とみどりの村施設管理に要する経費	17,914	5,070	12,844
	町民スキー場管理運営に要する経費	30	0	30
	総合グランド管理運営に要する経費	9,632	500	9,132
	温水プール管理運営に要する経費	10,410	200	10,210
	小計	37,986	5,770	32,216
観光振興 (観光施設の整備除く)	知床開きに要する経費	4,699	4,600	99
	観光協会運営補助に要する経費	7,320	5,700	1,620
	小計	12,019	10,300	1,719
合計	227,303	45,253	182,050	
	一般財源のうち入湯税			3,243

地方税法(※抜粋)

第四節 入湯税 (入湯税)

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとする。